

第5 耐用年数の適用等に関する取扱通達関係

昭和45年5月25日付直法4-25ほか1課共同「「耐用年数の適用等に関する取扱通達」の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 建 物

改 正 後	改 正 前
（放射線を直接受けるもの） 2-1-16同法第3条《使用の許可》又は第4条の2《廃棄の業の許可》 に定める使用施設、貯蔵施設、廃棄施設、廃棄物詰替施設又は廃棄物貯蔵施設	（放射線を直接受けるもの） 2-1-16同法第3条《使用の許可》、 <u>第4条《販売及び賃貸の業の許可》</u> 又は第4条の2《廃棄の業の許可》に定める使用施設、貯蔵施設、廃棄施設、 <u>詰替施設</u> 、 <u>廃棄物詰替施設</u> 又は廃棄物貯蔵施設.....

二 車両及び運搬具

改 正 後	改 正 前
（運送事業用の車両及び運搬具） 2-5-6道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条《 <u>一般旅客自動車運送事業の許可</u> 》.....	（運送事業用の車両及び運搬具） 2-5-6道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条《 <u>一般旅客自動車運送事業</u> 》.....